



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 3 月 25 日（水曜日）号外 第 5 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 41,700 円

目 次

条 例	頁	
○県指定統計条例の一部を改正する条例……………（統計調査課） 2		○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例……………（財政課） 6
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課） 6		○宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ 大会開催基金条例……………（ " ） 15
○知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例……………（ " ） 6		○宮崎県税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 15
		○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例……………（市町村課） 16

本号で公布された条例のあらまし

◎ 県指定統計条例の一部を改正する条例（条例第 6 号）

- 1 改正の理由及び主な内容
統計法の改正に伴い、県統計の有効活用等を図るため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 7 号）

- 1 改正の理由及び主な内容
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度の導入に対応するため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（条例第 8 号）

- 1 制定の理由及び主な内容
地方自治法の改正に伴い、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合の知事等の損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定める条例を制定することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第 9 号）

- 1 改正の理由及び主な内容
 - (1) 宮崎県工業技術センター、宮崎県機械技術センター、宮崎県水産物加工指導センター及び宮崎県木材利用技術センターにおける機器の追加等に伴い、使用料の新設等を行うこととしました。
 - (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正等に伴い、手数料の新設等を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例（条例第 10 号）

- 1 制定の理由及び主な内容
第 81 回国民スポーツ大会及び第 26 回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費の財源に充てるため、基金を設置することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 改正の理由及び主な内容
道路運送車両法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 改正の理由及び主な内容
動物の愛護及び管理に関する法律に基づく知事の権限に属する事務の一部について、取扱いを希望する市町村に権限を移譲する等、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、令和2年6月1日から施行することとしました。

条 例

県指定統計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第6号

県指定統計条例の一部を改正する条例

県指定統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
県指定統計条例 （目的） 第1条 この条例は、<u>県指定統計の真实性を確保することにより、適確な行政の基礎資料を得、もって行政の公正、かつ、能率的な運営に資することを目的とする。</u> （県指定統計） 第2条 この条例において県指定統計とは、<u>県が作成する統計で、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する基幹統計に準ずる重要な統計として、知事が、その目的、事項、調査の範囲及び方法等について、統計審議会の意見を聞いて指定し、指定番号及び名称等を告示したものという。</u> （県指定統計調査） 第3条 知事は、<u>県指定統計を作成するための調査（以下「調査」という。）を行う場合には、その目的、事項、範囲、期日及び方法等をあらかじめ告示しなければならない。</u>	宮崎県統計条例 （目的） 第1条 この条例は、<u>統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計の作成及び提供に関し必要な事項を定めることにより、その真实性及び有用性を確保し、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。</u> （定義） 第2条 この条例において「<u>県統計</u>」とは、<u>県が作成する統計をいう。</u> 2 この条例において「<u>県統計調査</u>」とは、<u>県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</u> （1）<u>県がその内部において行うもの</u> （2）<u>法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し、報告を求めることが規定されているもの</u> （3）<u>国の行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。第12条において同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの</u> （4）<u>統計法施行令（平成20年政令第334号）第2条第5号に規定する事務に関して行うもの</u> 3 この条例において「<u>県指定統計調査</u>」とは、<u>県統計調査のうち特に重要なものであって、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）が指定したものという。</u> （県指定統計調査の指定の告示等） 第3条 知事等は、<u>前条第3項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。その指定を解除したときも、同様とする。</u> 2 知事等は、<u>県指定統計調査を行おうとするときは、その目的、</u>

（申告の義務）

第4条 知事は、調査のため、個人又は法人その他の団体に対して申告を命ずることができる。

2 前項の規定により申告を命ぜられた者が成年被後見人若しくはその営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合又は法人その他の団体である場合には、その法定代理人又はその法人その他の団体を代表する者が、本人に代って、又は本人を代表して申告しなければならない。

（調査の実施に対する協力）

第5条 知事は、調査を行なうに際して必要があるときは、関係行政機関の長又はその他の者に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

（統計調査員）

第6条 知事は、調査のため必要があるときは、統計調査員（以下「調査員」という。）を置くことができる。

2 調査員は、知事が任命又は委嘱する。

3 調査員は、知事の指揮監督を受けて、調査票の配布及び取集めその他調査に関する事務に従事する。

（実地調査）

第7条 調査員は、あらかじめ知事の承認した事項については、住所又は事業所その他必要と認める場所において関係者に対し、調査のため必要な調査資料の提供を求め、又は質問することができる。この場合には、知事の交付するその職務を示す証票（別記様式）を示さなければならない。

範囲、事項、方法、次条に規定する報告義務に関する事項その他必要な事項を告示しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（報告義務）

第4条 知事等は、県指定統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第1項の規定により報告を求められた個人が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（協力の要請）

第5条 知事等は、県指定統計調査を円滑に行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。

（協力の要請に応じる努力義務）

第6条 県指定統計調査を行う知事等以外の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体は、当該県指定統計調査を行う知事等から必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めなければならない。

（統計調査員）

第7条 知事等は、県指定統計調査を行うために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、知事等が任命又は委嘱する。

3 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、調査票の配布及び取集めその他県指定統計調査に関する事務に従事する。

（立入検査等）

第8条 知事等は、県指定統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県指定統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（県指定統計調査と誤認させる調査の禁止）

第9条 何人も、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

（結果の公表）

第10条 知事等は、県統計調査の結果を、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、知事等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 知事等は、県統計調査以外の方法により作成した県統計について、その公表に努めるとともに、公表に当たっては、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものと

（調査票情報の提供）

第8条 知事は、国の行政機関又は他の地方公共団体が統計の作成若しくは統計的研究を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合には、その行った調査に係る調査票情報（法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を、これらの者に提供することができる。

（調査票情報の提供を受けた者による適正な管理）

第9条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 〔略〕

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第10条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- （1） 第8条の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事するもの又は従事していたもの 当該調査票情報を取り扱う業務
- （2） 第8条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第8条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（結果の公表）

第11条 調査の結果は、すみやかに公表しなければならない。ただし、知事が、特別の事情があると認めたものについては、これを公表しないことができる。

（審議会）

第12条 知事の諮問に応じ、第2条の規定に基づく県指定統計の指定に関する事項を調査審議するため、統計審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第13条 審議会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、知事が任命又は委嘱する。

- （1） 市長会会長及び町村会会長
- （2） 農林水産業、商工業又はその他の産業に関係する者
- （3） 県職員
- （4） 学識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

する。

（調査票情報の二次利用）

第11条 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。

- （1） 統計の作成又は統計的研究（第12条において「統計の作成等」という。）を行う場合
- （2） 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供）

第12条 知事等は、国の行政機関又は他の地方公共団体が統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合には、これらの者からの求めに応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

（調査票情報の提供を受けた者による適正な管理）

第13条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置として規則（知事以外の執行機関の規則を含む。）で定めるものを講じなければならない。

2 〔略〕

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第14条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- （1） 第12条の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事するもの又は従事していたもの 当該調査票情報を取り扱う業務
- （2） 第12条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第12条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(罰則) 第14条 第10条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 第15条 第10条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 調査に関する業務に従事する者で当該調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしたもの (2) 第4条に規定する調査の申告を求められた者の申告を妨げた者 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第4条の規定により申告を命ぜられた場合に申告をせず、又は偽りの申告をした者 (2) 第7条の規定による調査資料を提供せず、若しくは偽りの調査資料を提供し、又は質問に対し偽りの陳述をした者 (委任) 第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。	(罰則) 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第9条の規定に違反して、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者 (2) 第14条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者 2 前項第1号の罪の未遂は、罰する。 第16条 第14条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 県指定統計調査に関する業務に従事する者で当該県指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしたもの (2) 第4条に規定する県指定統計調査の報告を求められた個人又は法人その他の団体の報告を妨げた者 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第4条の規定に違反して、県指定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人その他の団体（法人その他の団体にあっては、その役職員又は構成員として当該行為をした者） (2) 第8条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 (委任) 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事等が定める。									
別記様式を削る。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条、第15条第1項第1号及び同条第2項の改正規定は、令和2年7月1日から施行する。 (県指定統計調査に関する経過措置) 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の県指定統計条例第2条の規定により指定を受けている県指定統計を作成するための調査は、この条例による改正後の宮崎県統計条例第2条第3項の規定により指定を受けた県指定統計調査とみなす。 (罰則の適用に関する経過措置) 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (宮崎県個人情報保護条例の一部改正) 4 宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。										
<table><tr><th>改正前</th></tr><tr><td>(適用除外)</td></tr><tr><td>第51条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</td></tr><tr><td>(1)・(2) 〔略〕</td></tr><tr><td>(3) 県指定統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）第2条に規定する県指定統計を作成するための調査に係る調査票情報に含</td></tr></table>	改正前	(適用除外)	第51条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。	(1)・(2) 〔略〕	(3) 県指定統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）第2条に規定する県指定統計を作成するための調査に係る調査票情報に含	<table><tr><th>改正後</th></tr><tr><td>(適用除外)</td></tr><tr><td>第51条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</td></tr><tr><td>(1)・(2) 〔略〕</td></tr></table>	改正後	(適用除外)	第51条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。	(1)・(2) 〔略〕
改正前										
(適用除外)										
第51条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。										
(1)・(2) 〔略〕										
(3) 県指定統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）第2条に規定する県指定統計を作成するための調査に係る調査票情報に含										
改正後										
(適用除外)										
第51条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。										
(1)・(2) 〔略〕										

まれる個人情報

2・3 [略]

2・3 [略]

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 7 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年宮崎県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（補償基礎額） 第 5 条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 （１）～（４） [略]	（補償基礎額） 第 5 条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 （１）～（４） [略] <u>（５） 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 8 号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（知事等の損害賠償責任の限度額）

第 2 条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）で定める基準を参酌して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- （１） 知事 知事等の基準給与年額（施行令第 173 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。）に 6 を乗じて得た額
- （２） 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 知事等の基準給与年額に 4 を乗じて得た額
- （３） 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業管理者若しくは病院事業管理者 知事等の基準給与年額に 2 を乗じて得た額
- （４） 職員（地方警務官（警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 56 条第 1 項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）及び前 2 号に掲げる職員を除く。） 知事等の基準給与年額に 1 を乗じて得た額
- （５） 警察本部長 地方警務官の基準給与年額（施行令第 173 条第 1 項第 2 号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。）に 2 を乗じて得た額
- （６） 警察本部長以外の地方警務官 地方警務官の基準給与年額に 1 を乗じて得た額

（委任）

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 9 号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
(手数料)						(手数料)					
第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。						第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。					
(1)～(225) [略]						(1)～(225) [略]					
(226) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第 4 条第 2 項の規定に基づく 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者の登録の申請に対する審査 毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料						(226) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第 4 条第 2 項の規定に基づく 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査 毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料					
(227) 毒物及び劇物取締法第 4 条第 3 項の規定に基づく 毒物又は劇物の販売業者の登録の申請に対する審査 毒物劇物販売業登録申請手数料						(227) 毒物及び劇物取締法第 4 条第 2 項の規定に基づく 毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査 毒物劇物販売業登録申請手数料					
(228) 毒物及び劇物取締法第 4 条第 4 項の規定に基づく 毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者の登録の更新の申請に対する審査 毒物劇物製造業又は輸入業登録更新申請手数料						(228) 毒物及び劇物取締法第 4 条第 3 項の規定に基づく 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査 毒物劇物製造業又は輸入業登録更新申請手数料					
(229) 毒物及び劇物取締法第 4 条第 4 項の規定に基づく 毒物又は劇物の販売業者の登録の更新の申請に対する審査 毒物劇物販売業登録更新申請手数料						(229) 毒物及び劇物取締法第 4 条第 3 項の規定に基づく 毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査 毒物劇物販売業登録更新申請手数料					
(230)・(231) [略]						(230)・(231) [略]					
(232) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第 261号）第35条の規定に基づく 毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付 毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料						(232) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第 261号）第35条の規定に基づく 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の書換え交付 毒物劇物製造業等登録票書換え交付手数料					
(233) 毒物及び劇物取締法施行令第36条の規定に基づく 毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付 毒物劇物販売業登録票再交付手数料						(233) 毒物及び劇物取締法施行令第36条の規定に基づく 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録票の再交付 毒物劇物製造業等登録票再交付手数料					
(234)～(453) [略]						(234)～(453) [略]					
2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。						2 手数料は、申請等を行う時に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる手数料は、当該各号に定める時に納めなければならない。					
(1)～(6) [略]						(1)～(6) [略]					
(7)～(15) [略]						(7) 県立農業大学校入学科 規則で定める時期					
3～5 [略]						(8)～(16) [略]					
別表第 1（第 2 条関係）						3～5 [略]					
別表第 1（第 2 条関係）						別表第 1（第 2 条関係）					
使用料	区 分	単 位	金 額	納期	備 考	使用料	区 分	単 位	金 額	納期	備 考
[略]						[略]					
9 工業 技術センター 、食品 開発センター 及び機械技術 センター	[略]			[略]		9 工業 技術センター 、食品 開発センター 及び機械技術 センター	[略]			[略]	
	金 属 加 工 機 械 器 具	[略]									
		CNC画像測定 機	[略]								
	[略]										
レーザー計測シ	[略]										
[略]						[略]					

一使用 料	システム			一使用 料	システム				
					<u>3D-CAD・CAM・CAE</u>	同	1,700円		
	デザインシステム	[略]			デザインシステム	[略]			
	<u>カラープロッタ</u>	同	2,700円						
	[略]				[略]				
	3次元UVプリントシステム	[略]			3次元UVプリントシステム	[略]			
[略]				[略]					
[略]				[略]					
11 農業 大学校 授業料 及び農 業大学 校宿泊 室等使 用料	[略]			第6条ただし書に規定する使用料は、次に掲げる場合の使用料とする。 1・2 [略]	11 農業 大学校 授業料 及び農 業大学 校宿泊 室等使 用料	[略]			第6条ただし書に規定する使用料は、次に掲げる場合の使用料とする。 1・2 [略] <u>3 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項による知事の認定を受けた場合</u> 4 [略]
[略]				[略]				[略]	
[略]				[略]				[略]	
11の3	[略]			[略]	11の3	[略]			[略]
水産物加工指	加工	[略]		[略]	水産物加工指	加工	[略]		[略]
		真空巻き締め機	[略]				真空巻き締め機	[略]	

導セン ター使 用料	関 係 機 械 器 具				
[略]					
14 木材 利用技 術セン ター使 用料	[略]		[略]		
	リングフレーター	[略]			
	[略]				
[略]					

別表第 2（第 3 条関係）					
手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考	
[略]					
171 の 6 犬引 取手数 料	(1) [略] (2) 生後91日未満	同	740円		
172 猫 引取手 数料		猫1匹 (子猫 にあっ ては、 1腹) につき	740円		
[略]					
226 毒 物劇物 製造業 又は輸 入業登 録申請 手数料	(1) 製剤製造業者 等に限る登録 (2) 製剤製造業者 等を除く登録	1件に つき 同	27,200円 20,700円		
[略]					
228 毒 物劇物 製造業 又は輸 入業登 録更新 申請手 数料	(1) 製剤製造業者 等に限る登録の更 新 (2) 製剤製造業者 等を除く登録の更 新	1件に つき 同	10,200円 6,800円		
[略]					
231 毒 物劇物 製造業 又は輸 入業登 録変更 申請手 数料	(1) 製剤製造業者 等に限る登録の変 更 (2) 製剤製造業者 等を除く登録の変 更	1件に つき 同	5,200円 3,200円		

導セン ター使 用料	関 係 機 械 器 具	粉碎機（ハイスビ ードミル）	同	55円								
		電気煎餅焼き機	同	110円								
[略]												
14 木材 利用技 術セン ター使 用料	[略]		[略]									
	リングフレーター	[略]										
	G C / M S	同	4,155円									
	万能材料試験機	同	1,635円									
	F F T アナライザー	同	775円									
	恒温恒湿室	同	515円									
	[略]											
[略]												
別表第 2（第 3 条関係）												
手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考								
[略]												
171 の 6 犬引 取手数 料	(1) [略] (2) 生後91日未満	10頭ま でごと につき	2,000円									
172 猫 引取手 数料	(1) 生後91日以上 (2) 生後91日未満	1匹に つき 10匹ま でごと につき	2,000円 2,000円									
[略]												
226 毒 物劇物 製造業 又は輸 入業登 録申請 手数料		1件に つき	27,200円									
[略]												
228 毒 物劇物 製造業 又は輸 入業登 録更新 申請手 数料		1件に つき	10,200円									
[略]												
231 毒 物劇物 製造業 又は輸 入業登 録変更 申請手 数料		1件に つき	5,200円									

232 毒 物劇物 販売業 登録票 書換え 交付手 数料	[略]		
233 毒 物劇物 販売業 登録票 再交付 手数料	[略]		
[略]			
295の2 県立 農業大 学校入 学科	[略]		
[略]			
365の2 木材 利用技 術セン ター手 数料	引っ張り試験	1 件に つき	<u>20,295円</u>
	[略]		
	床せん断試験	同	<u>22,200円</u>
	[略]		
	乾燥試験（高周波式）	同	<u>16,425円</u>
	[略]		
	弾性波試験	[略]	
	[略]		
	[略]		
	[略]		
452の7 低炭 素建築 物新築 等計画 認定申 請手数 料	[略]		1・2 [略]

232 毒 物劇物 製造業 等登録 票書換 え交付 手数料	[略]		
233 毒 物劇物 製造業 等登録 票再交 付手数 料	[略]		
[略]			
295の2 県立 農業大 学校入 学科	[略]		第6条ただし書に 規定する手数料は 、大学等における 修学の支援に關す る法律第8条第1 項による知事の認 定を受けた場合と する。
[略]			
365の2 木材 利用技 術セン ター手 数料	引っ張り試験	1 件に つき	<u>20,340円</u>
	[略]		
	床せん断試験	同	<u>22,270円</u>
	[略]		
	乾燥試験（高周波式）	同	<u>16,440円</u>
	[略]		
	弾性波試験	[略]	
	真空・加圧試験	同	<u>87,315円</u>
	精油組成分析試験	同	<u>8,400円</u>
	恒温恒湿試験	同	<u>19,460円</u>
	家具安定性試験	同	<u>5,390円</u>
	家具強度試験	同	<u>7,575円</u>
	家具耐久性試験	同	<u>16,330円</u>
	発熱量測定試験	同	<u>3,520円</u>
	灰分（灰分率）測定 試験	同	<u>2,520円</u>
	ソックスレー抽出試 験	同	<u>4,275円</u>
	[略]		
[略]			
452の7 低炭 素建築 物新築 等計画 認定申 請手数 料	[略]		1・2 [略] 3 認定申請に係 る建築物の全部 又は一部が共同 住宅の場合であ って、建築物に 係るエネルギー の使用の合理化

						<u>の一層の促進そ</u> <u>の他の建築物の</u> <u>低炭素化の促進</u> <u>のために誘導す</u> <u>べき基準（平成</u> <u>24年経済産業省</u> <u>・国土交通省・</u> <u>環境省告示第 1</u> <u>19号。以下「低</u> <u>炭素化の基準告</u> <u>示」という。）</u> <u>I の第 2 の 2 -</u> <u>3（2）ロの数</u> <u>値を設計一次エ</u> <u>ネルギー消費量</u> <u>とするときは、</u> <u>床面積の合計か</u> <u>ら共用部分の床</u> <u>面積を除いて算</u> <u>定した額とする</u> <u>。</u>	
452の 8	[略]	1・2 [略]	452の 8	[略]	1・2 [略]	3 <u>認定申請に係</u> <u>る建築物の全部</u> <u>又は一部が共同</u> <u>住宅の場合であ</u> <u>って、低炭素化</u> <u>の基準告示 I の</u> <u>第 2 の 2 - 3（</u> <u>2）ロの数値を</u> <u>設計一次エネル</u> <u>ギー消費量とす</u> <u>るときは、床面</u> <u>積の合計から共</u> <u>用部分の床面積</u> <u>を除いて算定し</u> <u>た額とする。</u>	
[略]			[略]				
452の12	[略]	1～3 [略]	452の12	[略]	1～3 [略]	4 <u>認定申請に係</u> <u>る建築物の全部</u> <u>又は一部が共同</u> <u>住宅の場合であ</u> <u>って、建築物エ</u> <u>ネルギー消費性</u> <u>能基準等省令第</u> <u>4条第3項第2</u> <u>号の数値を設計</u> <u>一次エネルギー</u> <u>消費量とすると</u> <u>きは、床面積の</u> <u>合計から共用部</u> <u>分の床面積を除</u> <u>いて算定した額</u>	

令和 2 年 3 月 25 日 (水曜日) 号外 第 5 号

— 13 —

		2 2 の 基 準 に 係 る 審 査	
[略]			
[略]			

		3 2 の 基 準 に 係 る 審 査	
[略]			
[略]			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、別表第2の 295の2の項の改正規定は、令和2年4月1日以後に県立農業大学校に入学する者の入学料から適用する。ただし、別表第2の 452の7の項、 452の8の項及び 452の12の項から 452の14の項までの改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例をここに公布する。

令和2年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第10号

宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例

(設置)

第1条 第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第11号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則

（種別割の税率の特例） 第12条 〔略〕 2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車にあっては同年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。 （1） 〔略〕 （2） 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第 149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項で定めるものに適合するもの又は法第 149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの （3）～（6） 〔略〕 〔略〕 3 〔略〕		（種別割の税率の特例） 第12条 〔略〕 2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車にあっては同年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。 （1） 〔略〕 （2） 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第 149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項で定めるものに適合するもの又は法第 149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの （3）～（6） 〔略〕 〔略〕 3 〔略〕	
--	--	---	--

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第12号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事	務	市 町 村	事	務	市 町 村
〔略〕			〔略〕		
1の2	県指定統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）による次の事務	〔略〕	1の2	宮崎県統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）による次の事務（ <u>調査系統に市町村が入る場合に限る。</u> ）	〔略〕
（1）	第6条第1項に規定する統計調査員の報酬及び費用弁償の支払に関すること。		（1）	第7条第1項に規定する統計調査員の報酬及び費用弁償の支払に関すること。	
（2）	第6条第2項の規定により知事が任命し、又は委嘱する統計調査員の候補者の推薦に関すること。		（2）	第7条第3項の規定による統計調査員の指揮監督に関すること。	
（3）	第6条第3項の規定による統計調査員の指揮監督に関すること。		（3）	第7条第3項の規定により統計調査員が取り集めた調査票及びその他関係書類の審査及び必要事項の記入に関すること。	
（4）	第6条第3項の規定により調査員が取り集めた調査票及びその他関係書類の審査、必要事項の記入及び県への送付に関すること。				
（5）	第7条後段の規定による統計調査員の職務を示す証票の交付に関すること。				

[略] 17の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）による次の事務 (1)～(10) [略] (11) 第16条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理に関すること。 (12)～(14) [略] (15) 第22条の6第2項の規定による届出の受理に関すること。 (16) 第22条の6第3項の規定による検案書又は死亡診断書の提出命令に関すること。 (17) 第23条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による勧告に関すること。 (18) [略] (19) 第23条第3項（第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による措置命令に関すること。 (20) 第24条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 (21) 第24条の2の規定による届出の受理に関すること。 (22)・(23) [略] (24) 第25条第1項の規定による勧告に関すること。 (25) 第25条第2項の規定による措置命令に関すること。 (26) 第25条第3項の規定による措置命令又は勧告に関すること。 (27)～(34) [略]	[略]	[略] 17の2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）による次の事務 (1)～(10) [略] (11) 第16条第1項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理に関すること。 (12)～(14) [略] (15) 第22条第4項の規定による動物取扱責任者研修の実施の委託に関すること。 (16) 第22条の6の規定による検案書又は死亡診断書の提出命令に関すること。 (17) 第23条第1項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に関すること。 (18) [略] (19) 第23条第3項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による公表に関すること。 (20) 第23条第4項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令に関すること。 (21) 第24条第1項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 (22) 第24条の2第1項の規定による勧告に関すること。 (23) 第24条の2第2項の規定による措置命令に関すること。 (24) 第24条の2第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 (25) 第24条の2の2の規定による届出の受理に関すること。 (26)・(27) [略] (28) 第25条第1項の規定による指導又は助言に関すること。 (29) 第25条第2項の規定による勧告に関すること。 (30) 第25条第3項の規定による措置命令に関すること。 (31) 第25条第4項の規定による措置命令又は勧告に関すること。 (32) 第25条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 (33)～(40) [略]	[略]
[略] 18 宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年宮崎県条例第51号）による事務（同条例第8条の規定による動物愛護管理推進計画に係るものを除く。）	[略]	[略] 18 宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年宮崎県条例第51号）による事務（同条例第8条の規定による動物愛護管理推進計画に係るもの及び同条例第16条の規定による動物愛護管理員に係るものを除く。）	[略]
[略]		[略]	
18の8 [略]		18の8 [略]	
18の9 商工会及び商工会議所による小規模事	宮崎市、都		

<u>業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）による次の事務（商工会連合会に係るものを除く。）</u> <u>（1） 第7条第1項の規定による認定に関すること。</u> <u>（2） 第8条第1項の規定による認定に関すること。</u> <u>（3） 第8条第2項の規定による認定の取消しに関すること。</u> <u>（4） 第22条第1項の規定による報告の徴収（同項に規定する基盤施設事業に係るものに限る。）に関すること。</u>	<u>城市及び延岡市</u>	
<u>18の10～18の13</u> [略]		<u>18の9～18の12</u> [略]
[略]		[略]

附 則

- この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- （1） 別表18の9の項を削り、同表中18の10の項を18の9の項とし、18の11の項から18の13の項までを1項ずつ繰り上げる改正規定 公布の日
- （2） 別表1の2の項の改正規定 令和2年4月1日